

寝屋川ギフト事業参加事業者募集要項（第2版）

※第2版での修正箇所には、波線を加えております。

1 寝屋川ギフト事業

寝屋川市では、在住の市民を対象に、市内店舗で購入した合計5,000円以上のレシートを1口として応募を募り、抽選により当選者に市内事業者の商品（物品・サービス）をプレゼントすることで、物販・飲食・サービス業等の幅広い市内事業者に対する売上向上や、新たな顧客獲得に向けたPRの機会を提供する事業者支援を行うとともに、当選への期待感による市内消費の喚起を図る事業を行います。

2 募集内容

当選者にプレゼントする商品（物品・サービス）を募集します。参加事業者が提供する物品又はサービスを市が購入し、当選者に届けます。募集要件に該当する商品であれば業種は問いません。

3 募集の要件

参加事業者として申請する企業又は個人事業者等（以下「参加事業者」という。）は、以下の(1)参加事業者の要件全てを満たした上で、物品商品は(2)の要件の全てを、サービス商品は(3)の要件の全てを満たす方が対象となります。商品の取扱いを希望する事業者等は、市長に対し寝屋川ギフト事業への参加申請を行ってください。

(1) 参加事業者の要件

1	寝屋川市内に本社（本店）、支社（支店）、店舗、事業所又は工場のいずれかがある企業等であること。但し、市境にあり、住所地は他市となるが、寝屋川市域に店舗を有しており、法人市民税を寝屋川市に納めている事業者は含むものとする。
2	営業実態があること。
3	生産・製造・販売に関する法令等を遵守していること。

4	個人情報保護法及び関連法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができること。
5	参加申請の日において、寝屋川市建設工事等指名停止要綱（平成 15 年 4 月 1 日制定）の規定に基づく指名停止の措置又は他の地方公共団体において同様の措置を受けていないこと。
6	参加申請の日において、寝屋川市暴力団排除措置要綱（平成 23 年 3 月 11 日制定）の規定に基づく入札参加除外の措置又は他の地方公共団体において同様の措置を受けていないこと。
7	参加申請の日において、寝屋川市暴力団排除条例（平成 25 年寝屋川市条例第 20 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
8	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
9	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
10	民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
11	破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
12	納税義務を有する市区町村税の滞納がないこと。
13	原則、P C やスマートフォン等の機器を使用し、メールによる受発注等の連絡に対し、円滑な対応ができること。但し、困難な場合は申請時に市と調整し、準ずる対応が可能と判断された場合はこの限りではない。
14	5,000 円又は 10,000 円の物品・サービスの提供ができること。5,000 円と 10,000 円の両方を申請することもどちらか一方を選択することも可能とする。 また、複数の小規模事業者で詰め合わせセットを作成する場合は、グループの代表者が申請を行い、物品・サービスの提供を行うこと。
15	庁内商品審査委員会において、認められた参加事業者であること。

(2) 登録物品商品の要件

1	品質及び数量の面において、事業実施期間中、安定供給が見込める品等であること。
2	令和 4 年 1 月下旬の発注に対し、令和 4 年 2 月 25 日までに発送可能な品であること。

3	飲食物は、賞味（消費）期限が分かるように明示し、原則として当選者に発送後 14 日間以上の賞味（消費）期限が保証される品であること。 ※賞味（消費）期限が短い飲食物は、「(3) 登録サービス商品の要件」の 8 での提供を検討してください。
4	食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など関係法規を遵守し、違反していない品等であること。
5	換金性の高いプリペイドカードや金銭類似性の高いもの（商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）に該当しない品であること。
6	提供する商品が新品であること。
7	一人で持ち運びが容易にできる大きさ及び重さであること。
8	物品の提供は 5,000 円相当又は 10,000 円相当（箱・緩衝材等の梱包代も含む）を選択し、各金額に応じた 1 つの商品（組み合わせ商品含む）を選定して申請すること。 ただし、衣料品や靴等、社会通念上、サイズを合わせた上で使用するものについては、店頭での「引換券」での対応とする。なお、当該店舗については、店舗での引換えが条件となるため、大阪府感染防止宣言ステッカーの発行を受け、提示していること。
9	商品の分類（5,000 円及び 10,000 円）に対する物品が市場価格（メーカー小売価格等）から妥当と判断できること。
10	社会通念上、市民へのプレゼントとして適切なもので、庁内商品審査委員会に認められたものであること。

(3) 登録サービス商品の要件

1	大阪府感染防止宣言ステッカーの発行を受け、提示していること。酒類提供の店舗においては、サービス提供時に大阪府感染症防止認証ゴールドステッカーの発行を受け、提示していること。
2	原則、令和 4 年 3 月末までに安定的な提供ができるサービス等であること。但し、令和 4 年 3 月末以降の期限を希望する場合は申請時に市と協議すること。
3	食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など関係法規を遵守し、違反していない品等であること。
4	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項第四号の営業に該当しないこと。
5	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者には該当しないこと。
6	提供するサービスと保険（医療・介護）適用の併用はしないこと。

7	商品の分類（5,000円及び10,000円）に対するサービスが市場価格から妥当と判断できること。
8	寝屋川ギフト事業事務局が発行するチケットを事業者の店舗において使用できる金券として取り扱うことができること。
9	社会通念上、市民へのプレゼントとして適切なもので、庁内商品審査委員会に認められたものであること。

4 登録商品（物品・サービス）に係る取引

寝屋川市は、原則として寝屋川ギフト事業に係る事務（発注・発送・代金支払い等）を寝屋川ギフト事業事務局（以下「事務局」）に委託する予定であることから、参加事業者は、事務局と登録商品に係る取引を行うこととなります。

申請時に取得した情報は事務局に提供することから、市への申請があった時点で事務局への情報提供に同意したものとみなします。

5 申請方法

参加を希望する事業者は、下記内容をご確認の上、郵送、持参のいずれかの方法で産業振興センターに必要書類を提出してください。

【物品商品の場合】

一事業者につき、5,000円(税込)もしくは10,000円(税込)相当となる物品商品を設定し、申請してください。設定するにあたり、各金額に応じた1つの商品（組み合わせ商品含む）を選定してください。また、発送する際の箱や緩衝材等の梱包代も含めていただいても構いません。なお、送料については、事務局が負担しますので含めないようお願いします。

その他、衣料品や靴等の社会通念上、サイズを合わせてから使用する物品については、店頭での「引換券」での対応といたしますので、事業者において、利用にあたっての注意事項（利用方法、利用期限等）を明記してください。

配達業者の手配・配達伝票の作成は事務局が行いますので、事務局の指示のもと、商品を梱包し、集荷日に配送業者に引き渡して下さい。

【サービス商品の場合】

一事業者につき、5,000円(税込)もしくは10,000円(税込)相当となるサービス商品を設定し、申請してください。なお、キャンペーン応募者に送るチケ

ットの発行及び発送は事務局が行います。商品当選者の確定後、対象者数及び発行枚数、チケットの詳細等を事務局からお知らせいたします。

また、5,000円相当のチケットは、500円×10枚とし、10,000円相当のチケットは500円×20枚として発行します。

重要 ※ 商品の発送が集荷日に間に合わない、期間中にサービス提供できない等、適切な対応ができない場合は、参加事業者としての承認を取り消す場合があります。

【参加申請時の提出書類】

- ① 寝屋川ギフト事業参加申請書
- ② 寝屋川ギフト参加事業者誓約書
- ③ 令和2年度の市区町村税の滞納がないことを確認するための書類

【寝屋川市へ市税を納めている事業者】

税の滞納についての証明確認願を提出してください。当該証明確認願に基づき、本市で市税の納付状況を確認させていただきます。

【寝屋川市へ市税を納めていない（他市へ納めている）事業者】

納税している市区町村の完納証明書もしくは滞納無証明書を提出してください。完納証明書もしくは滞納無証明書が発行されない市区町村については、市民税に係る納税証明書もしくは直近の市民税を支払ったことがわかる書類の提出で構いません。

- ④ 営業実態を確認できる資料

原則、法人、個人ともに直近の確定申告書の写し（税務署の受付印又は申請書等送信票）を提出してください。

- ・法人の場合：法人税確定申告書別表一（一）の写し
- ・個人事業主の場合：確定申告書B 第一表の写し

※マイナンバーの表記箇所（個人番号）については、必ず見えないようにして（当該箇所に付箋を貼り付けたものや黒塗りしたものをコピーするなど）提出してください。

※申請時において、寝屋川市内経済団体（北大阪商工会議所、寝屋川市商業団体連合会、寝屋川市工業会、北河内農業協同組合、九個荘農業協同

組合)に加入している事業者につきましては、直近の確定申告書の写しの提出を省略することができます。各種団体への加入の状況については、市で確認いたします。

※確定申告を行っておらず、市民税・府民税申告書を提出している場合は、市民税・府民税申告書の写しを提出してください。

※初回の確定申告期限が到来していない事業者など、直近の確定申告書の写しが用意できない場合は、別途営業実態を確認できる書類を提出してください。

<例>

【法人の場合】

履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写し（直近3か月以内のもの）又は法人設立設置届出書、及び設立から直近までの売上台帳、店舗写真（店舗の屋号等がわかる外観や営業実態がわかる内観）、インターネット上から店舗名・住所・電話番号が確認できる資料等

【個人事業主の場合】

設立から直近までの売上台帳、店舗写真（店舗の屋号等がわかる外観や営業実態がわかる内観）、インターネット上から店舗名・住所・電話番号が確認できる資料等

⑤ 振込先口座の通帳の写し

銀行名・支店名・口座の種類・口座番号・口座の名義が分かるページ（振込先となる金融機関（申請書（様式第1号）記載の金融機関と同じもの）の通帳の表面や1ページ目の見開き部分）の写しを提出してください。

(1) 振込先口座名義は、申請者本人の名義である必要があります。（法人の場合は、当該法人名義の口座に限ります。）

(2) ネットバンキングなど通帳不発行の場合は、キャッシュカードのコピーとネットバンキングの支店名・口座番号・口座の名義が分かるページの写しを必ず提出してください。

(3) 旧金融機関名などは入金できませんので、申請書には現在登録されている金融機関名を記入してください。

(4) 日本国内の口座に限ります。

- ⑥ 寝屋川ギフト事業参加事業者申請要件確認書（実店舗への来店を要する事業者）

重要 ※ 申請書に提供する商品（物品・サービス）のジャンル及び希望対象性別、希望対象世代を選択してください。提出いただいたジャンルを基に、当選者の希望ジャンルや属性情報を考慮して商品を選定することから、各種商品に応じて発注数が異なる場合があります。特に世代、性別など当選者の利用が限定される商品については発注数が極めて少なくなる可能性が高くなりますのでご注意ください。

※ 申請書には、令和4年1月下旬に発注連絡を受けてから令和4年2月25日までに発送可能な商品数を記載してください。ただし、参加事業者数や当選者の希望ジャンル、属性情報を考慮して商品を選定するため、記載いただいた上限数の購入を確約するものではありません。申請書に記載いただいた商品数を事前に用意し、令和4年1月下旬の発注数が下回ったとしても補償しかねますのでご注意ください。

※ 確認したいことがあれば連絡させていただき、必要に応じて追加資料の提出、現地調査等を行う場合があります。

※ 申請内容等が事実と異なる場合は、登録事業者及び商品（物品・サービス）を直ちに取り消します。

6 募集期間

令和3年10月18日（月）～令和3年12月20日（月）

7 商品の発注時期及び発送時期

(1) 発注時期

令和4年1月下旬（予定）

(2) 発送時期

令和4年1月下旬～令和4年2月25日(金)

8 参加事業者及び登録商品の承認

市において、市内商品審査委員会を開催し、申請内容について、総合的に検討した上で、市の承認後、その後の手続きについて事務局から御案内します。参加事業者又は登録商品の内容が適当でないと認められるときのみ、不承認通知書にて申請者に通知します。

9 支払いに係る手続き

事務局から商品代金が支払われます(サービス商品の場合は2月中旬支払い、物品商品は3月中旬支払いの予定です)。その際の振込手数料は事務局が負担します。

10 広告物同封に係る手続き

参加事業者が商品を送付する際に、自社製品の広告物を同封しようとするときは、事務局に連絡を行い指示に従ってください。また、同封する広告物を1部、事前に事務局に提出してください。

11 個人情報の保護

参加事業者は、この事業により取得した個人情報の取扱いについて、商品の送付以外の目的に使用することはできません(ダイレクトメールの送付などの二次利用や第三者への漏えいは厳禁)。また、参加事業者でなくなった後も同様です。

12 その他留意事項

(1) やむを得ず商品の取消し等変更を行う場合は、原則として令和4年1月11日(火)までに参加事業者から寝屋川市に連絡し、寝屋川市と参加事業者で協議することとします。

- (2) 商品の品質等に関して当選者から参加事業者に苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容については必ず寝屋川市に報告することとします。
- (3) サービス商品において、なんらかの事情によって設定した期限までサービスを提供することができなくなった場合、参加事業者において当選者に対して誠意のある代替措置を講じることとします。また、代替措置を講じることができない場合、参加事業者は、未使用のサービス商品購入代金を市へ返還することとします。
- (4) サービス商品において、原則、チケット金額内のサービスを提供することとします。チケット金額を超え、現金の支払いが必要となる場合は、必ず事前に当選者から同意を得た上でサービスを提供することとします。

【お問合せ先】

寝屋川市 まちづくり推進部 産業振興室

〒572-0042 大阪府寝屋川市東大利町2番14号

TEL : 072-828-0751 (直通) FAX : 072-839-4343

E-mail:sangyo@city.neyagawa.osaka.jp